

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は会社を退職後、国民年金への切替手続を行った際、夫の分も含めて、それまでの未納期間を調べてもらい、その期間の保険料について、さかのぼって、分割で納付した。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料だけが未納とされている。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、会社を退職後、国民年金への切替手続を行った際、昭和46年3月11日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失して以降の期間について、さかのぼって国民年金保険料を納付したいと申し出て、後日送付された納付書により、分割で、金融機関において保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時点は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、47年6月ごろと推認され、申立期間については、過年度納付が可能な期間である上、国民年金被保険者原票によると、申立期間の直前である46年3月から同年12月までの10か月分の保険料が3回に分けて過年度納付されていることが確認できることから、申立期間（3か月）についても過年度納付書が発行され、保険料が納付されていると考えるのが自然である。

さらに、申立人は、夫の国民年金保険料についても、過去の未納期間について経済的に可能な限りさかのぼって納付したとしているところ、申立期間について、申立人の夫は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から53年3月まで

私は、昭和36年4月に私の実母が私の国民年金の加入手続を行って以降、保険料をすべて納付している。結婚し、任意加入となってからも、保険料は主人の給料から納付してきた。私は、A市の女性の集金人に保険料を納付していたことを記憶している。申立期間当時、夫は同じ会社に継続して勤務しており、十分な収入があったので、保険料の納付に困ったことは無い。

ところが、ねんきん特別便によると、申立期間の納付記録が無い。また、昭和45年9月25日に資格喪失し、その後、53年4月に再加入していると言われたが、国民年金制度ができた時にその趣旨を理解していたし、私は勤めに出たことが無かったので、年金は国民年金しかないと考えており、脱退することはあり得ない。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年9月から46年12月までの期間については、当該期間の直前の45年4月から同年8月までの期間について、平成3年9月18日に納付済み期間に記録訂正されている上、申立期間を含む昭和45年度の納付月数について、国民年金被保険者原票では3か月、A市の保管する被保険者台帳では5か月と記録されており、記録内容が一致していないことから、申立人の納付記録について適正な管理がなされていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人は、当該期間について、自宅を訪問する集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、A市における当時の納付方法と一致している。一方、申立期間のうち、昭和47年1月から53年3月までの期間については、

申立人の戸籍の附票によると、申立人は、46年12月19日にA市内において転居しているところ、同市が保管する国民年金被保険者台帳によると、当該住所変更は、53年4月26日に確認された旨の記録が確認でき、被保険者資格を再取得した時点と一致していることから、当該期間については、申立人は国民年金の被保険者として認識されておらず、集金人の訪問や納付書の発行が行われたとは考え難い。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年9月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私の妻は、昭和44年1月13日に市役所で国民年金の加入手続を行ったが、その際、42年8月1日から国民年金の被保険者資格を取得し、20か月分の保険料をまとめて納付した。私が所持している国民年金手帳の昭和42年度及び43年度のページの右側には割り印が押ししており、ページを切り取ったことから、納付したはずである。

社会保険事務所(当時)では、納付していなくても国民年金手帳は切り取って保管していると言われたが、納付できない。昭和48年以降も毎月定期的には納付できなかったが、まとめて数か月分の納付は続けてきた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が申立人夫婦の加入手続を行ったところに、納付書でさかのぼった期間の保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦が所持している同手帳及び同手帳記号番号払出簿から昭和44年1月13日に夫婦連番で払い出されており、そのところに加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間については、過年度納付が可能な期間である。

また、申立人夫婦が所持している国民年金手帳には、別の期間ではあるが、A社会保険事務所(当時)で発行されている過年度納付書により納付している領収書が貼り付けてあることを踏まえると、申立期間に係る過年度納付書が発行され、申立人夫婦の保険料を申立人の妻が当該納付書により過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から44年3月まで

私は、昭和44年1月13日に市役所で国民年金の加入手続を行ったが、その際、42年8月1日から国民年金の被保険者資格を取得し、20か月分の保険料をまとめて納付した。私が所持している国民年金手帳の昭和42年度及び43年度のページの右側には割り印が押し印されており、ページを切り取ってあることから、納付したはずである。社会保険事務所(当時)では、納付してなくても同手帳は切り取って保管していると言われたが、納付できない。昭和48年以降も毎月定期的には納付できなかったが、まとめて数か月分の納付は続けてきた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人夫婦の加入手続を行ったところに、納付書でさかのぼった期間の保険料をまとめて納付した記憶があると主張しているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、夫婦が所持している同手帳及び同手帳記号番号払出簿から昭和44年1月13日に夫婦連番で払い出されており、そのころに加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間については、過年度納付が可能な期間である。

また、申立人夫婦が所持している国民年金手帳には、別の期間ではあるが、A社会保険事務所(当時)で発行されている過年度納付書により納付している領収書が貼り付けてあることを踏まえると、申立期間に係る過年度納付書が発行され、申立人夫婦の保険料を申立人が当該納付書により過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間のうち3か月（オンライン記録上、納付済期間及び未納期間の特定が不可能）の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月までのうち3か月
（オンライン記録上、納付済み期間及び未納期間の特定が不可能）

私は、昭和35年に結婚し、自営業を夫婦で営んでいた。36年に年金制度が始まり、店に来てくれた集金人に1年分の保険料1,200円を納付したことを覚えている。その時は白い紙に印鑑を押して、控えをもらっていた。その後、39年11月にA市へ出店のため転居し、それ以降は同市にて、集金人に納付し、途中から口座振替で納付した。ところが最近自宅に送られてきた「ねんきん特別便」で記録を確認すると、夫婦一緒に保険料を納付してきたはずなのに夫婦それぞれで違った年月に記録が未納とされていることが分かり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間（452か月）について、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和36年当時に国民年金の加入手続きを行い、集金人に国民年金保険料を納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年12月に同手帳記号番号が申立人に対して払い出されていることが確認できる上、申立人が記憶している保険料の収納方法及び保険料額は、申立期間当時のものと一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は12か月及び3か月とそれぞれ短期間である上、申立期

間①及び②の前後の期間は、国民年金保険料がそれぞれ納付済みであることから、申立人は、納付意識が高く、申立期間に係る国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 平成元年3月

私は、昭和35年に結婚し、自営業を夫婦で営んでいた。私の国民年金の手続及び保険料の納付は、妻に任せており、妻が、夫婦二人分の保険料を納付してくれていた。その後、39年11月にA市へ出店のため転居し、それ以降は同市にて、集金人に納付を行い、途中から口座振替で納付した。ところが、最近自宅に送られて来た「ねんきん特別便」で記録を確認すると、夫婦一緒に保険料を納付してきたはずなのに、夫婦それぞれで違った年月の期間が未納とされていることが分かり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、1か月と短期間である上、申立期間①も含めた申立期間以外の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の保険料は、申立人の妻が夫婦一緒に納付していたとしているところ、その妻については、申立期間②の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の妻が、当該期間の申立人に係る国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して昭和39年6月に同手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、その時点で、申立期間①の一部については、時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことを

うかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の妻は、申立期間①の国民年金保険料について、さかのぼって納付書により納付したとする記憶が無い上、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）も無いことから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金の定額保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和19年12月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月15日とし、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月1日から20年8月15日まで

私は、昭和19年3月に学校を卒業し、D社で短期間勤務した後、私の父がA社で勤務していたこともあり、その紹介で同社C支店に同年12月に入社した。終戦の日（20年8月15日）まで同社で勤務したが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が申立期間当時の元上司又は元同僚として記憶している4人の被保険者記録が確認できる上、申立期間当時、当該事業所で被保険者記録を有する元従業員二人が、「申立人は、期間は短かったが、終戦前に正社員として当該事業所で勤務していた。」旨の証言をしており、そのうちの一人（庶務及び会計担当）は、「当時は支店長以下十数人の社員は全員が正社員で、厚生年金保険料も全員から毎月控除していたと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間について、A社C支店に勤務していたことは推認できる。

また、申立人は、「私のD社での元同僚が、私と同様に私の父の紹介で正社員としてA社C支店へ入社した。」としているところ、当該元同僚については、被保険者名簿により、昭和20年5月から同年11月まで当該事業所において被保険者となっていることが確認できる。

さらに、B社の現在の担当者は、「申立期間当時の社員名簿等は既に廃棄しているため、申立人の在籍を確認することができない。」とする一方、「A社の社員であった父親の紹介で入社したのであれば、申立人は正社員であったと考えられる。」と説明している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、A社C支店で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を取得していることが確認できる申立人とほぼ同年齢の元同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしている。しかしながら、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 39 年 5 月 31 日まで
平成 21 年の夏ごろ、社会保険事務所（当時）で調べてもらったら、A社で勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることが分かった。

私は、A社を退職した後、脱退手当金を請求していない。脱退手当金の書類を見たことがないし、委任状も書いておらず、制度自体を知らなかったのので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社を退職し、脱退手当金の受給要件を満たしている従業員 22 人（申立人を除く。）のうち、「退職時に、会社から脱退手当金に関する説明を受けた。」と明確に回答している者はいない上、申立期間当時の事務担当者が、「脱退手当金に関する説明をしておらず、代理請求もしていなかった。」と証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするが、申立人が申立期間より前に勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、申立人が、二つの事業所における被保険者期間のうち、申立期間（50 か月）のみを請求し、残る事業所における被保険者期間（19 か月）を失念して脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和 39 年 10 月 27 日）より前に国民年金手帳記号番号の払出しを受け（39 年 9 月 24 日）、国民年金保険料を納付していることから、A社を退職後も公的年金を継続する意思があったと

認められ、申立人本人が、脱退手当金を請求したとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和27年7月15日、資格喪失日に係る記録を同年9月27日とし、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月15日から同年9月27日まで

私は、昭和18年3月9日にD社に入社して以降、58年7月20日に出向先のE社で退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、C工場に勤めていた期間の厚生年金保険の記録が欠落している。この間の給与明細書にも厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員カード及び申立人が所持するA社に係る申立期間の給与明細書から、申立人はB社に継続して勤務し（昭和27年7月15日にA社F支社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する申立期間の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、2,500円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は

行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 7 月及び同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社で継続して勤務していたのに、昭和39年9月1日に本店に転勤した際に、厚生年金保険の記録が1か月抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は、昭和26年9月15日から54年9月30日までA社で継続して勤務し（39年9月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関係資料が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年7月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月11日から同年10月5日まで

私の夫は、昭和15年3月27日から48年4月15日までの間、A社に勤務していたが、31年7月11日から同年10月5日までの間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において昭和15年3月27日から48年4月15日までの間、継続して勤務し(31年7月11日に同社C支店から同社B支店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和31年10月の社会保険事務所(当時)記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、38年4月から39年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで
③ 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和38年4月から39年3月までの期間及び40年4月から41年3月までの期間の全額免除期間分を、当時広報を見て「今、支払えば、まとまった年金がもらえるようになる。」と知って、夫が、夫と私と義姉の三人分を一括で納付したが、免除期間になっていることに納得できない。また、これまで、国民年金について未納があると思っていなかったのに、36年4月から37年3月までの期間が未納になっているのはおかしいので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のすべてにおいて、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたとしているが、その夫は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人及びその夫と一緒に国民年金保険料を納付していたとしている申立人の義姉も、高齢のために証言できないとしており、申立期間の具体的な納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間①、②及び③の申立人、その夫及び義姉の国民年金の記録はすべて一致しており、複数年度にわたり、3人が共に誤って記録されるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月から61年3月まで

私は、昭和43年12月に国民年金に加入し、保険料を納付し続けてきた。平成20年に送付されたねんきん特別便により、申立期間の納付記録が無く、昭和57年2月5日に国民年金被保険者資格を喪失したとされていることを知った。

私は、会社を退職後も、厚生年金保険の脱退手続きを行わずに年金を大切にしてきた。昭和57年2月5日という中途半端な時期に、自らの意思で国民年金をやめるような手続きを行うはずがない。このような時期にそのような記録があるのは不自然であり、行政の処理に誤りがあると思うので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に国民年金の任意加入手続きを行った以降、61年4月に第三号被保険者となるまで、国民年金保険料を納付し続けてきたと主張しているが、市が保管する納付記録によると、申立人は、57年2月5日に国民年金の被保険者資格を喪失している旨の記録が確認できる上、国民年金被保険者原票の記録と一致しており、未加入期間とされる申立期間について、納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、昭和48年5月にA社を退職した後、両親や同僚の勧めもあり、市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、保険料を納付していた。母親は自分で年金に加入していなかったため、いつも私に、「将来困るので年金に加入し、しっかり保険料を支払っていきなさい。」と口癖のように言っていたことを記憶している。

ねんきん特別便が送られてくるまで、保険料が未納になっていることなど考えたことも無く、記録を見て大変驚いた。保険料を絶対に納付しているはずなので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されている上、申立人の国民年金被保険者原票によると、49年4月から51年3月までの期間の保険料を52年3月に、過年度納付されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となるほか、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和48年5月にA社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているところ、このころ使用されていた手帳は国防色(鶯色)であるが、申立人は、申立人が所持しているオレンジ色の手帳以外の手帳を見た記憶が無いとしている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月

私は、A社在職中に60歳の定年を迎え、契約上、再雇用となるため、会社から、1か月間、国民年金に加入するように言われた。市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、同時に保険料も納付した記憶がある。その後、妻の国民年金も未納になっているので納付するように言われ、妻の保険料も納付した。

しかし、ねんきん特別便が届き、私の国民年金の記録が全く無いことを知った。私は自分の国民年金のために市役所に行き、加入手続及び保険料納付を行ったと記憶しており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳の定年を迎え、会社からの指示により、市役所で国民年金の加入手続をしたとしているが、市で保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の同手帳記号番号の発行の記録は見当たらない上、申立人自身も年金手帳の発行を受けた記憶が無いなど、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市では、申立人の国民年金台帳（資格記録・納付記録）の確認、検索をしたところ、国民年金の加入及び保険料納付の記録は確認できないとしており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、国民年金保険料額及び領収書の受領など、保険料納付に関する具体的な記憶は乏しく、その後、妻の未納期間の保険料についても納付したとしているところ、申立期間について妻の国民年金保険料は未納であり、申立人の記憶と一致しない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、内縁の夫であるA氏と姓が違うために将来を不安に思っていたところ、知人の市役所職員から国民年金に加入することを勧められたこともあって国民年金への加入手続をした。その後、内縁の夫が保険料をずっと納付していたはずなのに申立期間が未納とされている。申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和40年4月に払い出されていることが確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の保険料の納付を行っていたとする申立人の内縁の夫は既に亡くなっている上、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係る納付状況が不明である。

さらに、市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間は未納期間とされており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人及びその内縁の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1573 (事案 1083 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から52年10月まで

私は、昭和45年ごろに夫や両親に勧められ、自分で市役所において国民年金の任意加入手続を行ったと記憶している。

昭和43年1月から加入手続を行った45年ごろまでの国民年金保険料については、どのようにして納付したか覚えていないが、加入手続後の保険料は、一時、ガスの集金人に納めた時期もあったが、毎月自宅に来る市役所の集金人に納め、不在にする時は、近所の人に保険料を預けて未納無く納め続けたと記憶しており、未加入期間とされていることに納得できない。

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てでは、記録訂正が認められなかったが、その後、私が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる人が見つかった。証言してくれる市の元婦人会長や隣人の娘に当時の話を聞いた上、再度審議して、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和45年ごろ、市役所において国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、52年12月28日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、ii) 市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が同年11月7日に国民年金の任意加入手続を行い、同日付けで国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、国民年金被保険者台帳及び申立人が国民年金の加入手続を行った際に交付されたとするオレンジ色の国民年金手帳に記載された資格取得年月日と一致すること、iii) 社会保険庁(当時)及び市役所による

と、申立人が国民年金の任意加入手続を行った際に交付されたとするオレンジ色の国民年金手帳は、昭和 50 年度ごろから使用を開始したものであり、45 年ごろに交付することは無く、任意加入の被保険者資格取得日以前の国民年金保険料を申立人から徴収していたとは考え難く、ガスの集金人が同保険料の徴収を行うことも無かったとしていることなどから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 6 月 22 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな周辺事情として、申立期間当時に申立人が居住していた地域の元婦人会長や隣人の娘が、申立期間において申立人が国民年金保険料を納付していたことを証言してくれるとしている。しかしながら、元婦人会長によると、昭和 44 年ごろ、当該地域の婦人会では、家庭の主婦を対象として任意加入の勧奨を行い、保険料の集金を行っていたが、申立人が勧奨に応じて国民年金に加入したことや、保険料を納付していたことまでは覚えていないとしており、隣人の娘からも同様に、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私の父は、昭和36年4月に国民年金制度が開始されたとき、私の姉と一緒に私も国民年金に加入させ、集金人に保険料を納めてくれていた。

65歳ごろに加入記録を調べたら昭和36年4月から5年間は未納とされていることが分かった。私と一緒に国民年金に加入した姉は未納なく保険料を納付しているのに私だけが5年もの期間を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金制度が開始されて以降、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は41年6月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の一部の期間については、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、36年ごろに別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、その加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親は既に亡くなっているため、具体的な納付状況が確認できない。

さらに、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1665 (事案 696 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月6日から32年3月17日まで

前回の申立てに対する審議結果において、私が申立期間当時勤めていたA社のB課という部署が実在しなかったとされているが、同課は当時、市バスの停留所前に確かにあったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間当時に勤務していた事業所を特定することができず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年7月6日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、勤務していたA社のB課という部署は、市バスの停留所前に確かにあった旨を主張し、再度申立てを行っている。

しかしながら、再度調査しても、当該主張を裏付ける事実は確認できない上、当該主張以外に申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年1月から同年7月まで
② 昭和34年7月から35年7月まで
③ 昭和36年5月から38年3月まで

私は、昭和34年1月から38年3月までの間、A社、B社及びC社で勤務していたと記憶しているが、私の当該期間の厚生年金保険被保険者記録が全く無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に見習い工として勤務していたとしているところ、同社の元従業員は、「勤務期間は特定できないが、申立人は同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立期間①にA社で厚生年金保険被保険者資格を有する上記の元従業員は、「申立人が見習い工であったかどうかは分からないが、同社には申立人のほかにも見習い工は勤務しており、見習い工が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和33年3月1日から申立期間を含む35年6月1日までの間において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたとしているところ、

同社の事業主は、「勤務期間は特定できないが、申立人が当社に1年程度勤務していたと記憶する。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は昭和42年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B社の事業主は、「申立期間②当時は、従業員が2、3人と少なかったため、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間②当時のB社の同僚の氏名等を記憶していないため、同社の元従業員から申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の有無等について聞き取りを行うことができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたとしており、同社は、「勤務期間は不明であるが、申立人は当社に勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社は昭和34年3月20日にいったん厚生年金保険の適用事業所でなくなり、41年1月1日に再度適用事業所となっていることが確認でき、同社は申立期間③について厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、C社は、「申立期間③当時の人事記録等の資料は残っておらず、当時の事業主も既に亡くなっているため、当時の状況は不明である。」としており、申立人の勤務実態を確認することができない上、申立期間③当時、同社が厚生年金保険に加入していなかったことについては、「当該期間には、家族従業員を除き、一人、二人しか従業員がいなかったため、厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」としている。

さらに、申立人は、申立期間③当時のC社の同僚の氏名等を記憶していないため、同社の元従業員から申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の有無等について聞き取りを行うことができない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月16日から27年1月15日まで

私は、昭和22年5月にA社に入社後にB職となり、C社に改組後も勤務し、更に26年4月にD社（現在は、E社）に分割された際も、引き続きB職として、29年4月に結婚退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年5月にA社（後に、C社）に入社し、その後組織変更があったが、29年4月にD社を退職するまでの間、継続して勤務していたところ、申立人が記憶する複数の元同僚の証言等から、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の事業を引き継いでいるF社は、「C社の事業は引き継いでいるが、申立期間の人事記録等の資料は残っていない。」としている上、昭和26年4月にC社から分割されたE社も、「事業所を移転した際に古い資料は整理したため、申立期間当時の資料は残っていない。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年1月16日にA社の被保険者資格を喪失し、27年1月16日にD社の被保険者資格を取得しているところ、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとする元上司の被保険者記録も申立人と同様の記録になっていることが確認できる。

さらに、A社に係る厚生年金保険記号番号台帳によると、昭和26年4月27日に申立人を含む315人の資格喪失の届出が行われている旨の記載が確認で

き、G行政機関によると、同年4月にC社は事務所及び各会社等に分割されたとしていることから、申立期間当時に事業所は、組織変更にあわせて、一括して当該事業所の従業員の被保険者資格を喪失させる届出を行ったものと考えられる。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該記録に不自然な点は見られない。

そのうえ、オンライン記録によると、申立人は申立期間の前後の期間について脱退手当金を受給しており、その支給月数及び金額に誤りは無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 25 日から 30 年 11 月 25 日まで
② 昭和 34 年 9 月 26 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、申立期間①当時、A社で勤務していたが、当時、作業ができない冬期には、失業給付を受けていたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。申立期間②については、B社C事業所が発行した通知書等のおり、私は、昭和 34 年 9 月 26 日に同社に入社しており、入社したときから厚生年金保険に加入していた。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社では、冬期には工場が閉鎖され、従業員は失業給付を受けていたが、当該期間については、冬期も働かせてもらっていた。」と主張している。

しかしながら、元同僚等は、申立人の勤務実態等について記憶しておらず、A社の元事業主及び同社で勤務していた事業主の第二人は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び当時の状況について証言を得ることができないため、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、申立人と同様に、冬期に被保険者資格をいったん喪失し、夏期に再度資格を取得している者が4人いることが確認できる。

さらに、申立期間①当時に厚生年金保険被保険者となっていたのは、事業主の末第一人のみであり、上記の名簿において申立人の厚生年金保険被保険者記録を確認することはできない。

加えて、元同僚の一人は、申立期間①当時（昭和 30 年夏）にも働いてい

たとしているが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できないところ、当該元同僚は、「厚生年金保険に加入していない時は、給与から保険料は控除されていなかったと思う。」と証言していることから、当該期間当時、A社では、何らかの事情により、従業員を厚生年金保険から脱退させていたことがうかがえる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及びB社が発行した「通知書」等により、申立人が、昭和34年9月26日に同社に入社したことは確認できる。

しかしながら、申立人は、「入社時には臨時工であった。」としているところ、B社の現在の担当者は、「昭和35年5月1日時点で勤務期間が2か月を超えていた臨時工については、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得させており、それまで臨時工は厚生年金保険に加入させていなかったようだ。被保険者資格を取得していない者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

また、申立人と同様に、昭和35年5月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得している3人の元臨時工は、いずれも、「資格取得日の2か月以上前から入社していた。資格を取得する前に厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。」としており、申立人が、申立期間②当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

なお、上記の「通知書」には、退職年金の取扱いについて勤続期間を計算する場合、昭和34年9月26日より起算する旨記載されているが、B社の現在の担当者は、「ここでいう退職年金は厚生年金保険のことではなく、当社独自の制度である。」と説明している。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 9 月 10 日から 38 年 12 月 1 日まで

A社に勤務していた昭和 33 年 2 月 1 日から 36 年 5 月 1 日までと、37 年 9 月 10 日から 38 年 12 月 1 日までの期間が年金記録から欠落している。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、元同僚の一人は、「私は、当該事業所の設立当初から勤務しているが、同事業所は当初、社会保険に加入していなかった。厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。」と証言しており、申立期間①については、当該事業所が厚生年金保険の適用を受ける前の期間であり、給与から厚生年金保険料も控除されていなかったものと推認できる。

申立期間②について、A社において厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた 13 人に、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等について照会し、12 人から回答があったところ、申立人を記憶していた 6 人のうち、昭和 37 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 23 日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚の一人は、「申立人は、38 年ごろまで勤務していた。」と証言している一方で、「当時、本人の希望で社会保険に加入しない者もいた。入社してすぐ辞めてしまう者もあり、身元が明らかでないものは、しばらく様子を見てから加入させていた。事業所は、数か月後に辞めると分かった時点で、事

前に申立人の資格を喪失させていた可能性もある。」とも証言しており、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言までは得られない。

また、上記の元同僚を含む二人は、自身の退職時のA社における従業員数について、「昭和37年8月19日には、14、5人であった。」「41年7月22日には、20人くらいであった。」とそれぞれ証言しているものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数は、それぞれ8人、7人であることが確認できることから、申立期間当時、従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった者が複数いたことがうかがえる。

さらに、申立人の妻は、「私がB市に出て来た昭和38年5月には、主人は、A社の社長の紹介で、B市で請負の仕事^{あいまい}を既に始めていた。」と証言しており、申立人の申立期間についての記憶も曖昧である。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人については、昭和37年9月10日に被保険者資格を喪失した旨の記載のほか、同年9月14日に健康保険証が社会保険事務所（当時）に返却されたことを意味する「証返」の記載が確認できる上、同名簿において、申立期間に整理番号の欠番等はなく、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 2 日から 33 年 5 月 10 日まで

私は、昭和 30 年 1 月 2 日から 33 年 5 月 10 日まで A 社に勤務したが、社会保険庁（当時）の記録によると、同社を退職した 4 か月後の同年 9 月 20 日に脱退手当金を受給したとされている。

私は、当時、脱退手当金の制度や A 社が厚生年金保険に加入していたことも知らなかったにもかかわらず、脱退手当金を請求したとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 33 年 9 月 20 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いほか、厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度が創設（昭和 36 年）される前であり、かつ、申立人は、外国籍のため 57 年 1 月まで国民年金への加入資格は無かったことから、当該事業所を退職後、55 年 8 月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはない上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 7 月 28 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 28 年 7 月 28 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 1 月 2 日から 31 年 5 月 31 日まで

私は、定時制高校生であった昭和 27 年 7 月 28 日に A 社に就職し、B 社 C 支所から配送された D を販売していた。同事業所を退職後、28 年 7 月 28 日に D 社に非常勤職員として就職し、高校卒業後の 31 年 5 月 31 日に同社を退職した。しかし、厚生年金保険の被保険者期間に 3 か所の欠落があり、納得できないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な記憶から、申立人が A 社で勤務していたと推認できる。

しかし、A 社を含む地区の支店の社会保険は、E 社（B 社 C 支所から名称変更。ただし、名称変更の時期は不明）が適用事業所となっているところ、同社の元事務員は、「組合傘下の支店は 18 店あり、各店により異なっていたが、どの店でもおおむね 1 か月から 3 か月ほどの見習い期間があった。」と証言しており、申立人についても、申立期間①は見習い期間であった可能性がうかがえる。

また、A 社の事業主は既に死亡しており、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、E 社において厚生年金保険の被保険者記録のある者のうち、A 社に勤務していた者を特定することができず、同僚調査を行うこともできない。

さらに、B 社 C 支所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、いずれも、申立人が当該事業所において昭和 27 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得しているこ

とが確認できる上、当該被保険者名簿の健康保険の番号には欠番が無く、不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②及び③については、D社が保管する人事記録により、申立人が、昭和28年7月28日から31年5月31日まで、臨時職員として同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間②について申立人の記憶する元同僚、及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間当時に被保険者資格を有する連絡先の判明した元職員4人に照会し、そのうち二人は申立人が勤務していたことを記憶していたものの、当該期間における厚生年金保険料の控除についてはいずれも具体的な証言を得ることができず、厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、申立期間③について、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年9月1日以降に被保険者資格を取得している53人（申立人を含む。）は、全員が30年1月2日までに資格を喪失（以後、当該事業所において被保険者となった者は皆無）していることが確認できる。

さらに、市役所及びD社は、「関係資料等を保存していないため、申立人に係る厚生年金保険の手続、保険料控除等については不明である。」としている一方、「昭和30年1月1日にF共済組合が発足し、当時、恩給法の適用を受けていない職員が加入したが、臨時職員は加入しなかったはずである。なお、現在のF共済組合規則では、臨時任用職員は適用除外となっている。」としており、G共済組合の加入記録においても、申立人の記録は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、D社に勤務していた臨時職員については、F共済組合の発足に際し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続がとられたと考えられる。

- 3 このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 25 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 30 日から 43 年 12 月 1 日まで

私は、A事業所に昭和 39 年 12 月から 43 年 12 月まで勤務していたが、年金加入記録が誤っている。給与明細は無いが、正月に写した 3 枚の記念写真がある。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人が所持する B 事業所(農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済」という。)における登録名称は、C 農業協同組合連合会。以下「施設農協連合会」という。)の従業員の集合写真から、申立人が昭和 39 年 12 月 2 日から 42 年 9 月 30 日までの間、施設農協連合会に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、農林共済が保管する申立人に係る組合員資格取得届及び同喪失届によると、申立人は、施設農協連合会において昭和 40 年 3 月 1 日に農林共済組合員の資格を取得し、同年 11 月 30 日に同資格を喪失していることが確認でき、農林共済組合が保管する申立人の組合員原票の記録とも一致する。

また、複数の元同僚からは、申立人が申立期間①及び②において農林共済に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、施設農協連合会は平成 12 年 8 月 4 日に解散しており、申立期間における申立人の勤務実態及び農林共済組合員として掛金の控除の有無について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、当該事業所に従業員は 30 人いたと主張しているところ、農林共済が保管する施設農協連合会に係る加入者一覧によると、昭和 37 年 4 月 1 日に一人が共済組合員資格を取得した以降、40 年 3 月 1 日に申立人を含む二人が同資格を取得するまで、同資格を取得してい

る者は確認できず、申立人が同資格を喪失した日の翌日の同年12月1日時点での組合員は二人であることが確認できる上、当該加入者一覧において、申立期間当時の加入者コード番号に欠番は無く、申立人に係る農林共済組合員記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る農林共済組合員としての掛金を施設農協連合会により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から掛金が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が農林共済組合員として、申立期間に係る掛金を施設農協連合会により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 12 月 31 日まで

私は、申立期間にA町のB社（現在は、C社）に勤務し、厚生年金保険に加入しているはずなのに、その期間が欠落している。一緒に勤務した元同僚に照会すれば事実は判明するはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な供述及び元同僚二人の証言から、申立人が申立期間にA町農業会に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している申立期間と一緒に勤務した元同僚 15 人のうち、申立人を含む3人については、申立期間にB社に勤務し始めたと推認でき、そのうち一人の元同僚は、「B社に昭和 21 年 1 月に入社してD係として勤務した。」と証言しているところ、申立期間に当該3人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、昭和 20 年 5 月 20 日から 22 年 12 月 31 日まで事業主により新たな被保険者資格の取得がなされた記載も無い。

これらのことから判断すると、当該事業所は従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

また、C社は、「申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、当時の状況は不明である。」としている上、元同僚二人に聴取しても、申立人がB社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）にも、申立期間の記録は確認できない上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和26年2月28日から28年3月25日まで

当時、私は家計を助けるため、高校を1学年終了（昭和25年3月25日）後、休学し、3年間、A社で働き、学費を稼いだ後、2学年に復学（28年4月8日）した。勤務していた期間の一部期間のみしか記録が無いことに納得できない。再度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社において勤務していたと主張している。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本によると、A社は、昭和25年1月*日に設立し、49年10月*日に解散していることが確認できる上、元事業主の所在も不明であるため、申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格の最初の取得者（整理番号*番から*番まで（申立人は*番））の資格取得日は、昭和25年7月1日であることが確認できることから、申立期間①はその前の期間であることが確認できる上、当時の事務担当者は「当時、厚生年金保険の被保険者以外の給与から同保険料を控除していない。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚の一人は、申立期間②の当初である昭和26年3月30日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、25年7月1日から、申立期間②の終期の28年3月25日までの間に被保険者資格を有する元従業員25人を把握し、このうち所在が確認できた5人に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、そのうち4人から回答があったも

の、申立人が申立期間②において在籍し、厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号の欠番等はなく、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

私は転勤する時の心得として、新しい会社へ提出すべき書類は間違い無く提出してきた。特に厚生年金保険被保険者証については、初入社日には必ず提出しており、私の年金記録に 4 か月の空白があることに納得できない。調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に採用されたとする元同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、上記の元同僚が、A社へ入社した当初の 4 か月間についても、申立人と同様に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該元同僚は、「この期間については試用期間であり、私は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、B社の現在の担当者は、「申立期間当時、入社後 2、3 か月は試用期間として、社会保険を適用していなかったという例もある。」と証言しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の従業員を把握し、所在が確認できた 20 人に照会した結果、17 人から回答があり、そのうちの 4 人が、「最初の 3 か月は試用期間だった。」、「入社後 4 か月ほど試用期間があった。」とそれぞれ証言している一方、別の 4 人は、「試用期間が無かった。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所は従業員ごとに試用期間の有無及びその長さが区々であり、厚生年金保険への加入時期も一律では無かったことがうかがえる。

また、B社の現在の担当者は、「厚生年金保険に加入していない者の給与か

ら保険料を控除することはない。」と回答している。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号には欠番が無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 1 月 1 日から 35 年 2 月 28 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 11 月 30 日まで

A社に約3年、B社に約2年勤めたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が申立期間①において勤務していたと主張するA社については、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、所在地を管轄する法務局に商業登記も無い。

一方、A社が所在したと申立人が記憶する場所の近隣には、同業種のC社という事業所が存在したことが確認でき、A社の同僚であると申立人が記憶する複数の者がC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において被保険者であったことが確認できる。また、当該事業所の元従業員二人が、申立人のことを記憶しており、申立人も「当該事業所で勤務したことがある。」と供述していることから、申立人が勤務していた事業所はC社であったと考えられる。

しかしながら、当該元従業員二人は、「申立人がC社に入社したのは昭和38年10月ごろであり、短期間で退職した。」と証言している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは39年5月1日であり、申立人については、同年6月1日から別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人がC社で勤務していたのは、申立期間①ではなく、かつ、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であったと推認できる。

また、当該元従業員二人は、「C社が厚生年金保険の適用事業所になる前

の期間に、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずは無い。」と証言している。

- 2 申立期間②については、B社の元従業員二人が、申立人が同社で勤務していたことを証言しており、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元従業員の一人（昭和35年9月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得）は、「申立人は、私よりも後に入社し、36年8月に事故を起こしてすぐに退職した。」と具体的に証言していることから、申立人の当該事業所での勤務期間は特定することができないものの、申立期間②よりも短い期間であったと考えられる。

また、当該元従業員2人を含む3人が、「B社では見習期間があり、入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言し、そのうちの一人が、「見習期間には給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、同社では、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる上、加入手続を行うまでの間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号には欠番が無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 2 月 2 日まで

私は、昭和 16 年 9 月から A 社（現在は、B 社）の臨時職員として勤務を開始し、17 年 4 月からは本社で本雇となり、C 職養成所に入所した。19 年 3 月に C 職養成所を卒業した後は、くじ引きにより D 課に配属となり、同年 9 月には C 職の免許を取得し、22 年 2 月 2 日に退職するまでの間、継続して同社で勤務した。

勤務当初は共済組合に加入していたが、昭和 19 年 10 月に厚生年金保険に加入して、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、E 社に勤務していたとしているところ、市が保管する人事記録によると、申立人は昭和 16 年 9 月 8 日から 19 年 3 月 25 日までの期間については助手として、同月 26 日から 22 年 2 月 20 日までの期間については C 職として同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、E 社は、昭和 34 年 7 月 6 日に B 社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B 社は、「当社が単独で厚生年金保険に加入したのは昭和 34 年 7 月からであり、それ以前であれば、F 社で加入しているのではないか。」としているところ、事務センターによると、「F 社 G 課という名称の適用事業所が確認できるが、当該事業所が厚生年金保険に加入したのは 22 年 7 月 1 日からである。」としており、申立期間は F 社 G 課が厚生年金保険の適用事業所になる

前の期間であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人が記憶する元同僚及びE社で勤務していたとする申立人の妹についても、同病院において厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録によると、両人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。